○農林水産省告示第二千百十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

表補助金等の予算科目の欄中「農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出に取り組む事業者向け対策事業」を

一　「農林水産物・食品輸出促進対策事業費

二　輸出に取り組む事業者向け対策

三　農畜産物の国際的に通用する認

四　茶輸出特別支援事業に係るもの

農産物輸出コスト低減対策特別

補助金（次に掲げるものに限る。）

事業に係るもの（地域規模団体に係るものに限る。）

証取得の拡大事業に係るもの（指導員育成等支援事業及び有機ＪＡＳ認証取得支援事業に係るものに（輸出相手国における残留農薬基準の設定支援事業に係るものを除く。）

支援事業に係るもの（青果物低コスト・安定輸送技術導入実証支援事業に係るものに限る。）

に、「農業経営金融支援対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費、担い手経営発展支援金融支援対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費、担い手経営発展支援金融対策事業費、担い手経営リスク軽減緊急対策事業費及び農業経営復旧・復興対策特別保証事業費を除く。）」を「農業経営金融支援対策事業費及び農業経営復旧・復興対策特別保証事業費を除く。）」に、「農地集積・集約化対策整備交付金」を「農地集積・集約化対策整備交付金　農地集積・集約化対策推進交付金」に、「六　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金」を「六　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金　七　甘味資源作物等産地確立緊急対策事業推進費補助金」に、「飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）」を

「国産農産物生産・国産農産物生産・加工施設再一　国産農産物生産・飼料生産基二　飼料自給率向上対生産性向上対　飼料生産基

供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

供給体制強化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）

編等緊急対策事業推進費補助金（食肉処理施設の再編合理化事業及び乳業工場の機能強化事業に係る

盤利活用促進緊急対策事業費補助金

供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金

策費補助金（次に掲げるものに限る。）

のための草地改良に係るもの

盤利活用促進緊急対策事業費補助金（草地難防除雑草駆除対策事業及び日本型放牧の全国的な普及を

ものに限る。）

に、「農山漁村六次産業化対策整備交付金」を「農山漁村六次産業化対策整備交付金　訪日外国人旅行者受入促進事業費補助金　訪日外国人旅行者受入促進整備費補助金」に、「漁業調整委員会等交付金　水産業経営安定対策地方公共団体整備費補助金」を「漁業調整委員会等交付金　水産業改良普及事業交付金　水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金」に改める。

○国土交通省告示第千百四十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十八年十一月四日の午前八時から午後四時までの間及び同月五日及び六日の午前九時から午後四時までの間に限る。）。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

北緯三十五度五十二分二十一秒東経百四十度四十四分三十一秒の地点から真方位二百三十八度に引いた線、同地点から北緯三十五度五十二分十八秒東経百四十度四十四分三十三秒の地点まで引いた線、同地点から真方位二百三十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第千百四十九号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営木曽三川公園の項中「

三重県桑名市	下水道管

」を

三重県桑名市	水道管、下水道管、電力ケーブル及び通信ケーブル

」に改める。

○国土交通省告示第千百五十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5363号	小型船舶用救命浮輪（膨脹式）	ＴＫ－ＬＲ03型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○国土交通省告示第千百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5446号	小型船舶用救命浮輪（膨脹式）	ＴＫ－ＬＲ02型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号